

## 系統情報公表規程

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、電力系統の利用に係わる情報（以下「系統情報」という）の公表についての基本事項を定めるものであり、振替供給業務における公平性・透明性に関する社会的信頼性を確保しつつ、電力系統設備の安定及び合理的かつ経済的な総合運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

**第2条** この規程は、当社の一般送配電事業者に対する振替供給に伴う系統情報の公表に適用する。

(用語の定義)

**第3条** この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- 「振替供給関係情報連絡窓口」とは、振替供給に係わる送変電設備接続検討・計画業務において、「適正な電力取引についての指針」（経済産業省・公正取引委員会）でいうところの一般送配電事業者との情報受付・情報連絡窓口業務を行う部署をいう。
- 「公開」とは、一般に公開されているウェブサイト等により、広く一般に情報を提供することをいう。
- 「提示」とは、系統情報公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等の上で窓口において個々に示し説明を行うことをいう。
- 「公表」とは、公開、提示の総称をいう。

## 第2章 系統情報公表に係わる事項

(公表する情報)

**第4条** 当社は、資源エネルギー庁が定める「系統情報の公表の考え方」および電力広域的運営推進機関が定める「一般送配電事業者等が公表する系統情報の項目等」を踏まえ、第1表、第2表に示す情報を公表する。

また、情報の提示にあたっては必要に応じて、秘密保持契約の締結等、情報の保護のために必要な対応を行う。

## 第3章 情報の保護に係わる事項

(保護すべき情報)

**第5条** 系統情報は原則として公表するが、以下のような情報は公安上の必要性などから公表しない。

(1) 国家や地方公共団体の重要な機能を担う施設、機能喪失により広く社会的に影響を与え得ることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

(2) 第三者情報（特定の電力の供給契約に係る契約条件に係る事項等）

ただし、社会的要請などに基づいて第三者の許諾が得られればこの限りではない。

附 則： この規程は2024年4月1日から実施する。

： 振替供給関係情報連絡窓口の設置箇所は「送変電設備接続検討・計画業務規程」による。

第1表 系統情報公開の内容、手段、対象、時期等

区分	情報項目	手段	対象者	更新時期
公開	送変電設備接続検討・計画業務規程	当社ウェブサイト	需要家を含む全て	その都度
公開	送変電設備接続検討業務実施要領	当社ウェブサイト	需要家を含む全て	その都度
公開	送変電設備計画業務実施要領	当社ウェブサイト	需要家を含む全て	その都度
公開	流通設備建設計画	当社ウェブサイト	需要家を含む全て	1年毎

第2表 系統情報提示の内容、手段、対象、時期等

区分	情報項目	手段	対象者	更新時期
提示	流通設備の故障状況	振替供給関係 情報連絡窓口	要請者（一般送配電事業者、 電力広域的運営推進機関等）	その都度
提示	系統アクセス情報	振替供給関係 情報連絡窓口	要請者（一般送配電事業者、 電力広域的運営推進機関等）	その都度